

2012年10月吉日

近畿支部建設部会会員の皆様
建設部門の技術士及び修習技術者で
日本技術士会に在会中の近畿本部在籍の皆様へ

地域規則施行に伴う建設部会設置検討チーム

お知らせ

昨年4月の社団法人から公益社団法人に移行後、日本技術士会も定款、細則等々も制度変革されてきているところ、新たに「地域組織の設置運営に関する規則」（以下「地域規則」という。）が平 23.5.10 に制定されました。

この地域規則の施行に伴い地域本部制となり、過日近畿本部がスタートしています。又、地域規則の施行に伴って、現行の地域部会（所謂技術部門別組織の〇〇支部〇〇部会）は、2年間の経過期間に地域規則第24条に基づく技術部門別組織にする必要があります。

この経過期間が過ぎると単なる任意組織となるばかりでなく、近畿本部からの補助金が配布されない状態となります。補助金は、ささやかな金額ですが、活動するものにとっては、いわば血液のようなもので必要不可欠であります。その様なことから、別添1経緯書の通り、近畿支部建設部会<80余名の会員>（以下「現部会」という。）では、総会開催時に、早期に地域規則による建設部会を設立設置することを承認し、その後、有志による地域規則施行に伴う建設部会設置検討チーム（以下「検討チーム」という。）が発足しています。

検討チームでは、地域規則の第24条の地域部会が技術部門別組織であることを踏まえ、建設部門の技術士及び修習技術者で日本技術士会に在会中の近畿本部在籍の皆様の意向を確認するため、約760名の方（月刊技術士が届く方）に平成24年6月1日～6月21日間に、アンケートを別添2の通り行いました。Webの方もいるので、近畿本部のホームページにもアンケート、会則案を掲載しました。

その結果は、別添3の通り平成24年7月中に近畿本部ホームページに掲示をいたしました。配布票が約760票で41票の回答なので約1/20の回答割合です。（アンケート結果は、7月と9月の現行建設部会役員会へも報告されています。）

アンケート結果について、改めて記述すると次の通りです。地域規則に基づく建設部会（以下「新部会」という。）設置について、100%の賛成。新部会会則案には、賛成が約80%、変更要望が約20%、幹事選任方法では、「選挙で選任」が約90%、「その他の方法で選任」が約10%。幹事立候補意思で、「立候補する」と回答が7名。これを踏まえて、検討チームは、8月3日に検討チームと幹事に立候補する意思のある方との地域規則施行に伴う近畿本部建設部会設置会議（以下「新部会設置会議」という。）を開催しました。

8月3日の新部会設置会議では、アンケート結果報告、会則案、新部会幹事候補案及び役職者候補の選任案等が審議の上、決議されました。この中で新部会幹事候補には、立候補申し出者が7名と少なく、検討チームからも辞退者がありましたので、会則第8条第1項の「・・・定員（10名）に満たない場合は、すでに定まった幹事の合議により選任・・・」

に基づき、別添 4 の通り 10 名が候補として選任されました。

平成 24 年 9 月 5 日現部会第 6 回役員会議では、改めて、新部会発足について、アンケート結果、新部会設置会議後の会則及び幹事候補など 8/3 新部会設置会議の経過報告が行われ承認されましたが、来年 1 月の災害対策セミナーへの配慮や現部会から新部会へ円満に移行することが大切であり、そのためにも、「現部会」を「発展的解散」にするのか「発展的移行」にするか等の検討が必要と了解されました。

平成 24 年 9 月 11 日の近畿本部役員会において、新部会設置について、今までの経緯書、アンケート結果、及び別添 5 の通りの会則等について、状況報告をいたしました。

その後の平成 24 年 10 月 11 日の現部会第 6 回役員会議においても、改めて、「現部会」から「新部会」へ早期に、円満に移行することが確認され、来年 1 月に設置申請することを合意されました。このことから、近畿支部建設部会会員の皆様及び建設部門の技術士及び修習技術者で日本技術士会に在会中の近畿本部在籍の皆様へ改めてこのような経緯、アンケート結果、会則案、8 月 3 日設置会議状況等をお知らせ行いますので、どうぞご理解、ご認識を賜ります様お願い致します。

添付ファイル

1. 経緯書
2. アンケート時會則（案）
3. アンケート結果
4. 幹事候補者表
5. 會則

◎問い合わせ先

公益社団法人 日本技術士会近畿本部 「地域規則施行に伴う近畿本部建設部会設置
検討チーム」

〒550-0004 大阪市西区靱本町 1 丁目 9-15 近畿富山会館 2 階 Email:pe@ipej-knk.jp
FAX:06-6444-3740

公益社団法人 日本技術士会 近畿本部建設部会 設置に係る経緯

年月日・曜日・時刻	事項	概要
平 23. 4. 11(月)	公益社団法人	日本技術士会公益社団法人として登記
平 23. 4. 15 (金)	地域組織の説明	建設部会にて福岡本部長、末利様制度説明
平 23. 5. 10(火)	理事会制定承認	地域組織の設置運営に関する規則
平 23. 6. 30(土)	統括本部総会報告	総会で承認
平 23. 6. 25(土)	近畿本部建設部会総会 承認	近畿本部建設部会総会(計 60 名)/会員 88 名過半数 45 名以上なので成立。早期に地域規則による「建設部会」を検討し設立設置することを承認
平 23. 8. 29(月)6 時～	第 1 回検討会「地域規則施行に伴う建設部会検討チーム発足	近畿本部役員と現行近畿本部建設部会役員有志で同左検討チーム発足
平 23. 10. 5 (水) 16 時～	第 2 回検討会	会則の検討。部会代表 70 歳定年制導入。第 4 条 2 項挿入検討。
平 23. 11. 30 (水) 5 時半～	第 3 回検討会議	11/8 経営工学部会が設置承認された。アンケートの挨拶文とアンケート内容検討。会則検討。部会代表 70 歳定年制導入。
平 24. 1. 25 (水) 6 時半～	第 9 回近畿本部建設部会	地域規則施行に伴う建設部会検討状況報告。アンケートについて意見。7 名の他に役員一同記述要請。検討チームで検討と回答。
平 24. 1. 19 (木) 17 時半～	第 4 回検討会	アンケート挨拶文とアンケート案の検討
平 24. 2. 10(金)6 時～	第 5 回検討会	月刊技術士に同送してアンケートを行うことに決定。800 名として、賛成者が 40 名《1/20》位が欲しい。(土木学会内規)
平 24. 2. 16(木)6 時半～	第 10 回近畿本部建設部会	アンケート、会則各案について承認。右上の差出人に近畿支部建設部会長山田俊満、幹事一同を入れることとする。
平 24. 3. 24 (土) 13 時～15	第 6 回検討会	アンケート挨拶文とアンケート案の検討
平 24. 4. 23(月)6 時～	第 7 回検討会	アンケート発送の手順等検討
平 24. 5. 10(木)6 時半～	近畿本部建設部会第 2 回	経過と報告
平 24. 6. 1	アンケート実施	近畿本部建設部会 HP に会則案アンケートを掲載。
平 24. 6. 21	アンケートメ切	同左メ切集計
平 24. 6. 24(日)13 時	第 8 回検討会	アンケート集計報告、幹事候補 7 人内定で選挙を行わないことを確認。3 人の幹事候補を推薦で補充することも確認した。
平 24. 6. 末	アンケート結果と御礼	近畿本部 HP に掲載。
平 24. 7. 4(水)6 時半～	近畿本部建設部会第 4 回	アンケート集計報告と今後の予定報告
平 24. 8. 3(金)6 時半～	地域規則施行に伴う建設部会設置会議	検討チームと立候補者との設置会議(発起人会議)で会則案、幹事案等々を決定する。
平 24. 9. 5 (水) 6 時半～	近畿本部建設部会第 6 回	アンケート結果再度報告。8/3「地域規則施行に伴う建設部会設置会議」及び会則等決議報告。「現」から「新」に円満に移行大切。「現建設部会」を「発展的解散」か「発展的移行」等か検討要。
平 24. 9. 11 (火) 6 時～	近畿本部第 3 回役員会議	地域規則施行に伴う建設部会設置について、アンケート、会則、設置会議結果等状況報告。
平 24. 10. 10 (水) 6 時半～	近畿本部建設部会第 7 回	部会員に浸透不十分と推測し、設置申請 11 月を見送る。浸透手段を HP・メール等で周知、来年 1 月に設置申請で合意。

公益社団法人日本技術士会近畿本部建設部会【会則】（案）

本会則は、公益社団法人日本技術士会地域組織の設置運営に関する規則（以下「地域規則」という。）第2章第24条に基づき定めたものである。

第1章 総則

（名称）

第1条 本部会の名称は、公益社団法人日本技術士会 近畿本部建設部会（以下「部会」という。）とする。

（目的）

第2条 部会は、建設部門の技術士として、技術士法の義務と責務を守り技術の研鑽に励み、職業倫理の確立と地位の向上を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 専門技術分野に応じ、技術士会の事業活動に協力すること
- （2） 建設部門における技術士制度の普及及び啓発に努めること
- （3） 技術の研鑽、向上を図るため、講演及び見学等の研修会を開催すること
- （4） その他部会の目的達成に必要な事項

第2章 部会員

（構成）

第4条 部会は、近畿本部管轄地域に属する技術士会正会員及び準会員をもって構成し、正会員は技術士登録による建設部門の資格を有する者、準会員は技術士補となる資格を有する者又は技術士第二次試験において建設部門に合格した者（以下「部会員」という。）とする。

（入会・退会）

第5条 部会員は、前条により部会に入会となる。又、技術士会を退会したとき、部会も退会となる。

（部会会費）

第6条 部会の運営費用は、技術士会統括本部・近畿本部からの補助費（講演会及び見学会等開催）及び対外活動費、並びに部会の事業活動における参加費等により運営を図ることを基本とし、部会会費は徴収しない。

第3章 役員

(役員)

第7条 部会には、次の役員を置く。

幹事 10名以内
参与及び顧問（オブザーバー） 若干名

(幹事)

第8条 幹事は、第4条の部会員の中から立候補者を募り、選挙にて決定し、近畿本部に報告するものとする。ただし、定員に満たない場合は、既に定まった幹事の合議により選任して、近畿本部に報告することができる。

2 幹事は、部会代表を補佐する他、部会の中心的活動を行なう。

(参与及び顧問)

第9条 参与は、技術士会の理事・監事（以下「統括本部役員」という。）経験者及び部会代表・幹事長経験者等の中から部会代表の推薦により、幹事会の承認を得て、部会代表が委嘱する。

2 顧問は、部会代表の推薦により、幹事会の承認を得て、部会代表が委嘱する。

(役職)

第10条 部会には、幹事の中から次の役職を置く。

部会代表 1名
部会副代表 1名（必要に応じ）
幹事長（統括本部建設部会との連絡担当幹事を兼ねる。） 1名
副幹事長（統括本部建設部会との連絡担当幹事を兼ねる。） 1名（必要に応じ）
会計幹事 1名
会計監査 1名

(選出)

第11条 部会代表は、部会に所属する部会幹事の互選による推薦により、近畿本部長が本部幹事会に諮って委嘱する。

2 部会副代表は必要に応じ、部会代表が委嘱し、部会幹事会の承認を得て近畿本部長に報告する。

3 幹事長は、幹事の互選により選出し、部会代表が委嘱する。

4 副幹事長は必要に応じ、幹事長が委嘱し、部会代表に報告するとともに部会幹事会の承認を得る。

5 部会幹事等の委嘱に際しては、部会代表が委嘱状を交付する。役職の者は、役職名をもって部会代表が委嘱状を交付する。

(職務)

第12条 部会代表は、部会代表として、部会の運営総括並びに議長として、幹事会を招集し、統括本部・近畿本部等の重要事項等について報告等を行う。

2 部会副代表は、部会代表を補佐し、部会代表に事故あるときはその職務を代行する。

3 幹事長は、部会に関する懸案事項を処理するとともに、幹事会の議事運営を行

う。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第13条 部会代表の任期は、1期2ヶ年で3期までとする。

2 幹事の任期は、1期2ヶ年とする。但し、再選を妨げない。幹事に欠員が生じた場合は、第8条により後任を選出し、補充する。

3 幹事が企業内人事異動の場合、幹事会出席が著しく困難な場合並びに部会代表が補充の必要を認め、幹事会の承認を得た場合等は、欠員が生じたものとして前項に準ずる。

4 補充された幹事の任期は、前任の残存期間とする。

5 幹事は、役員として任期満了後も後任の就任が決まるまで引き続きその職務を行う。

第4章 部会の会議

(種類)

第14条 部会の会議は、幹事会及び交流会とする。

(幹事会)

第15条 幹事会は、幹事及び参与にて構成され、原則毎月1回開催する。又、部会代表は必要に応じ、随時、幹事会を召集することができる。

2 幹事及び参与は、幹事会に出席するものとする。これに伴う日当・交通費等は、支給しない。

3 部会代表は必要に応じ、近畿本部役員に、幹事会へ出席及び報告等を求めることができる。

4 部会代表は必要に応じ、本部及び建設部会以外の部会（以下「他の部会」という。）の代表等に、幹事会へオブザーバーとして出席を求めることができる。

(審議)

第16条 幹事会は、次の事項を審議し、処理する。

(1) 統括本部、近畿本部からの諮問事項及び意見具申に関する事項

(2) 統括本部、近畿本部常設委員会等の技術士会委員会（以下「本部委員会」という。）からの報告事項

(3) 第2条の目的達成のため、部会内に設置された委員会等（以下「部会委員会」という。）からの報告事項

(4) 近畿本部及び他の部会との協力事項

(5) その他部会に関する事項

(議決)

第17条 幹事会の成立は、幹事の2分の1以上の出席を要する。

2 幹事会の議決は、出席幹事の2分の1以上をもって決定し、可否同数のときは、部会代表がこれを決定する。

(議事録)

第18条 幹事会の審議、報告事項等は、担当の幹事が議事録を作成し、部会代表が内容

確認後、部会の所要記録媒体(部会ホームページ)に記録し、報告する。

(交流会)

第 19 条 交流会は必要に応じ、全国大会に併せて開催し、統括本部部会及び他の部会との情報交換等を行う。

第 5 章 部会委員会

(部会委員会)

第 20 条 部会代表は必要に応じ、幹事会の承認を得て、部会委員会を設置することができる。

2 部会代表は、前項により設置された部会委員会に対し、幹事の中から部会委員会委員長、部会委員会委員を選任し、幹事会の承認を得て、委嘱する。

3 部会委員会は、別途制定する「部会委員会【運営要領】」に基づき行動し、幹事が委員として部会委員会の構成員となり、部会活動が活発、円滑に行えるように協力する。

第 6 章 会計

(会計年度)

第 21 条 部会の会計年度は、技術士会の会計年度に合わせて、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

(会計・会計監査)

第 22 条 部会代表は、幹事の中から会計及び会計監査をそれぞれ 1 名選任し、幹事会の承認を得て委嘱する。

(決算)

第 23 条 部会代表は、毎会計年度終了後、速やかに収支決算書を作成し、会計監査を受け、幹事会に報告しなければならない。

第 7 章 補則

(変更)

第 25 条 本会則の改正及び記載のない事項は、幹事会の議決において定める。

(施行)

第 26 条 本会則は、公益社団法人日本技術士会近畿本部に提出し、平成 24 年〇月〇日より施行する。

以上

平成 24 年〇月〇日：近畿本部幹事会承認発効

2012年7月吉日

建設部門の技術士及び修習技術者で

日本技術士会に在会中の近畿本部在籍の皆様へ

地域規則施行に伴う近畿本部建設部会設置検討チーム

近畿本部建設部会設置に関するアンケート結果

去る6月1日の配布開始から6月21日の〆切まで標記アンケートを行いました。この間ご多忙の中、回答をお寄せ頂きました方やご協力を賜りました関係者に厚く御礼を申し上げます。

標記の概要を作成しましたのでここにご報告いたします。

実施日時：平成24年6月1日（金）から6月21日（木）

配布方法：月刊技術士6月号に同送。各戸配布で約760件。

回答数：41件（約5.4パーセント）→建設部門会員数の約1/20

設問についての回答：

1. 建設部会創設について—賛成が100パーセント。
2. 別添建設部会会則について—賛成が約80パーセント、変更したい所がある—約20パーセント。
3. 幹事の選任方法について—選挙が約90パーセント、その他の方法約10パーセント。
4. 幹事に立候補する意思—立候補すると回答が7名。

本検討チームは、このアンケート結果意向を最大限尊重し新建設部会設置を推進いたします。

以上

近畿本部建設部会幹事候補名簿 (あいうえお順)

NO	氏名	ふりがな	近畿本部建設部会役員の呼称	摘要
1	伊藤東洋雄	いとう とよお	幹事	建設部門、上下水道部門、総監部門
2	太田 英将	おおた ひでまさ	幹事	建設部門、応用理学部門、森林部門、総監部門
3	小島 和彦	おじま かずひこ	幹事	建設部門、総監部門
4	片岡 進	かたおか すすむ	幹事	建設部門、総監部門
5	貴志 義昭	きし よしあき	幹事	建設部門
6	小林 大太	こばやし だいた	幹事	建設部門
7	杉本 哲雄※	すぎもと てつお	幹事	建設部門、総監部門
8	田中 勇次	たなか ゆうじ	幹事	建設部門、機械部門、総監部門
9	中佐 一重	なかさ かずしげ	幹事	建設部門
10	山崎 和人	やまさき かずひと	幹事	建設部門、総監部門

※統括本部建設部会との連絡担当幹事を 杉本哲雄とする。

公益社団法人日本技術士会近畿本部建設部会【会則】

本会則は、公益社団法人日本技術士会地域組織の設置運営に関する規則（以下「地域規則」という。）第2章第24条に基づき定めたものである。

第1章 総則

（名称）

第1条 本部会の名称は、公益社団法人日本技術士会近畿本部建設部会（以下「部会」という。）とする。

（目的）

第2条 部会は、建設部門の技術士として、技術士法の義務と責務を守り技術の研鑽に励み、技術者倫理の確立と地位の向上を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）専門技術分野に応じ、技術士会の事業活動に協力すること
- （2）建設部門における技術士制度の普及及び啓発に努めること
- （3）技術の研鑽、向上を図るため、講演及び見学等の研修会を開催すること
- （4）その他部会の目的達成に必要な事項

第2章 部会員

（構成）

第4条 部会は、近畿本部管轄地域に属する技術士会正会員及び準会員をもって構成し、正会員は技術士登録による建設部門の資格を有する者、準会員は技術士補となる資格を有する者又は技術士第二次試験において建設部門に合格した者（以下「部会員」という。）とする。

（入会・退会）

第5条 部会員は、前条により部会に入会となる。又、技術士会を退会したとき、部会も退会となる。

（部会会費）

第6条 部会の運営費用は、技術士会統括本部・近畿本部からの補助費（講演会及び見学会等開催）及び対外活動費、並びに部会の事業活動における参加費等により運営を図ることを基本とし、部会会費は徴収しない。

第3章 役員等

（役員）

第7条 部会には、次の役員を置く。

幹事 10名以内

（幹事）

第8条 幹事は、第4条の部会員の中から立候補者を募り、選挙にて決定し、近畿本部に報告する

ものとする。ただし、定員に満たない場合は、既に定まった幹事の合議により選任して、近畿本部に報告することができる。

2 幹事は、部会代表を補佐する他、部会の中心的活動を行なう。

(参与、名誉幹事及び会計監事)

第9条 参与は、技術士会の理事・監事（以下「統括本部役員」という。）経験者及び部会代表・幹事長経験者等の中から部会代表の推薦により、幹事会の承認を得て、部会代表が委嘱する。

2 名誉幹事は、部会代表の推薦により、幹事会の承認を得て、部会代表が委嘱する。

3 会計監事は、部会員から幹事会の承認を得て、部会代表が委嘱する。

(役職)

第10条 部会には、幹事の中から次の役職を置く。

部会代表 1名

部会副代表 1名（必要に応じ）

幹事長(統括本部建設部会との連絡担当幹事を兼ねる。) 1名

副幹事長(統括本部建設部会との連絡担当幹事を兼ねる。) 1名（必要に応じ）

会計幹事 1名

(選出)

第11条 部会代表は、部会に所属する部会幹事の中から互選され、近畿本部長が近畿本部役員会に諮って承認を得て選任する。

2 部会副代表は必要に応じ、部会代表が委嘱し、部会幹事会の承認を得て近畿本部長に報告する。

3 幹事長は、幹事の互選により選出し、部会代表が委嘱する。

4 副幹事長は必要に応じ、幹事長が委嘱し、部会代表に報告するとともに部会幹事会の承認を得る。

5 部会幹事等の委嘱に際しては、部会代表が委嘱状を交付する。役職の者は、役職名をもって部会代表が委嘱状を交付する。

(職務)

第12条 部会代表は、部会代表として、部会の運営総括並びに議長として、幹事会を招集し、統括本部・近畿本部等の重要事項等について報告等を行う。

2 部会副代表は、部会代表を補佐し、部会代表に事故あるときはその職務を代行する。

3 幹事長は、部会に関する懸案事項を処理するとともに、幹事会の議事運営を行う。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第13条 部会代表の任期は、1期2ヶ年で3期までとする。

2 幹事の任期は、1期2ヶ年とする。但し、再選を妨げない。幹事に欠員が生じた場合は、第8条により後任を選出し、補充する。

3 幹事が企業内人事異動の場合等、幹事会出席が著しく困難な場合並びに部会代表が補充の必要を認め、幹事会の承認を得た場合等は、欠員が生じたものとして前項に準ずる。

4 補充された幹事の任期は、前任の残存期間とする。

5 幹事は、役員として任期満了後も後任の就任が決まるまで引き続きその職務を行う。

第4章 部会の会議

(種類)

第14条 部会の会議は、幹事会、部会年次大会及び交流会とする。

(幹事会)

第15条 幹事会は、幹事にて構成され、原則毎月1回開催する。又、部会代表は必要に応じ、随時、幹事会を召集することができる。

2 幹事は、幹事会に出席するものとする。これに伴う日当・交通費等は、支給しない。

3 部会代表は必要に応じ、近畿本部役員に、幹事会へ出席及び報告等を求めることができる。

4 部会代表は必要に応じ、本部及び建設部会以外の部会（以下「他の部会」という。）の代表等に、幹事会へオブザーバーとして出席を求めることができる。

(審議)

第16条 幹事会は、次の事項を審議し、処理する。

(1) 統括本部、近畿本部からの諮問事項及び意見具申に関する事項

(2) 統括本部、近畿本部常設委員会等の技術士会委員会（以下「本部委員会」という。）からの報告事項

(3) 第2条の目的達成のため、部会内に設置された委員会等（以下「部会委員会」という。）からの報告事項

(4) 近畿本部及び他の部会との協力事項

(5) その他部会に関する事項

(議決)

第17条 幹事会の成立は、幹事の2分の1以上の出席を要する。

2 幹事会の議決は、出席幹事の過半数をもって決定し、可否同数のときは、部会代表がこれを決定する。

(議事録)

第18条 幹事会の審議、報告事項等は、担当の幹事が議事録を作成し、部会代表が内容確認後、部会の所要記録媒体(部会ホームページ)に記録し、報告する。

(部会年次大会)

第19条

部会年次大会は、当部会会員の参加により、年次大会を開催することができる。

2 年次大会は、当部会における毎年度の事業内容に関する総括的な議題等を取り扱う。

3 年次大会の議長は、部会代表がこれに当たる。

(交流会)

第20条 交流会は必要に応じ、当部会会員の参加により他の部会との情報交換等を行う。

第5章 部会委員会

(部会委員会)

第21条 部会代表は必要に応じ、幹事会の承認を得て、部会委員会を設置することができる。

2 部会代表は、前項により設置された部会委員会に対し、幹事の中から部会委員会委員長、部会委員会委員を選任し、幹事会の承認を得て、委嘱する。

3 部会委員会は、別途制定する「部会委員会【運営要領】」に基づき行動し、幹事が委員とし

て部会委員会の構成員となり、部会活動が活発、円滑に行えるように協力する。

第6章 会計

(会計年度)

第22条 部会の会計年度は、技術士会の会計年度に合わせて、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(会計・会計監事)

第23条 部会代表は、幹事の中から会計を部会員の中から会計監事をそれぞれ1名選任し、幹事会の承認を得て委嘱する。

(決算)

第24条 部会代表は、毎会計年度終了後、速やかに収支決算書を作成し、会計監事による会計監査を受け、幹事会に報告しなければならない。

第7章 会則の改廃等

(改廃等)

第25条 本会則の改廃及び記載のない事項は、幹事会の議決において定める。

附則

1 本会則は、公益社団法人日本技術士会近畿本部役員会承認後、平成24年〇〇月〇〇日より施行する。